

男女共同参画協働事業企画・運營業務 企画提案書審査要領

男女共同参画協働事業企画・運營業務の企画審査に関し、必要な事項を定める。

1 団体の選定方法

(1) 審査は、応募者から提出された企画提案書に基づき、県に設置された選定委員会において文書審査で行う。

(2) 審査基準は、下記による。

審査項目	評価内容	配点
適格性	○テーマに合致しており、男女共同参画の課題解決につながること	20点
計画性・実現性	○実施スケジュールや収支予算が適切であり、企画内容が実現可能であること ○事業実施に必要な人員が確保されており、役割分担等が適切に設定されていること	10点
新規性・創造性	○企画内容が新規性あるいは創造性の高い取組みであること	15点
地域性・連携性	○地域の実情に応じた効果的な取組みであること ○地域団体やNPO等と連携した取組みであること	20点
普及性・波及性	○多くの県民の参加が期待されること ○広域的な波及効果が期待されること ○他の団体の取組みのモデルとなること	20点
過去の実績	○過去の同様の実績が優れていること	10点
働き方改革及び女性活躍等推進企業等として法令に基づく認定等	別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」による。	5点

(3) 団体の選定は、4名の審査員が、審査項目ごとに採点し、その合計点最も高いものを選定する。なお、審査の結果、応募者全てが最低基準点（満点の6割）に達しない場合、採用者なしとする。

採点基準	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
配点10点の審査項目	10	8	6	3	1
配点15点の審査項目	15	12	9	6	1
配点20点の審査項目	20	16	12	6	1